

県営農業用施設緊急改修事業実施要綱

平成27年10月15日付け

農整第299号

最終改正

令和4年6月21日付け

農整第337号

第1 趣旨

土地改良施設が地震や豪雨、突発的な事故によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。

県営農業用施設緊急改修事業（以下、「本事業」という。）においては、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、施設の緊急的な修復や調査、用水確保を行うものとする。

第2 事業主体及び事業内容

本事業は県が実施するものとし、原則として被災した施設の緊急的な整備や被災の恐れがある地域等の調査、用水確保緊急対策を行うものとする。

第3 事業の実施要件

本事業の実施に当たっては、知事が別に定める要件を満たすものとする。

第4 事業の申請

市町村又は土地改良区（以下、市町村）は、本事業で整備を行うべきことを（その受益が2以上の市町村にわたる場合にあっては、当該関係市町村が共同して）、知事に申請することができる。

2 市町村は、前項の申請にはその事業に係る計画概要書等、その他必要な事項を示さねばならない。

3 知事は、第1項の申請があった場合、その申請に係る計画の内容を審査し、当該施設が早急に修復を行う必要のある農業用施設であり、かつ事業内容が効果的な防災・減災対策に資するもので適当と認めるときは、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

4 本事業で調査を行う場合はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第5 事業計画の変更

知事は前項の規定により適当と認めた事業について、次に該当する事業計画の変更を行おうとするときは、該当市町村に通知するものとする。

1 工事計画の著しい変更

第6 事業の実施

本事業は実施に要する経費のうち、純工事費及び測量試験費を対象とする。

第7 事業に要する経費

本事業に要する経費は、別に定めるところによる。

第8 報告

知事は申請事業完了後、市町村に事業の実施結果を報告するものとする。

第9 委任

この事業の実施について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に農政部長が定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。